除染の進捗状況について

平成27年1月

小沢　晴司

福島環境再生本部

1. 地域での対話

2. 除染等の状況

3. リスクコミュニケーションの取組

80km圏内における空間線量率の推移
(原子力規制委員会　航空機モニタリングによる)

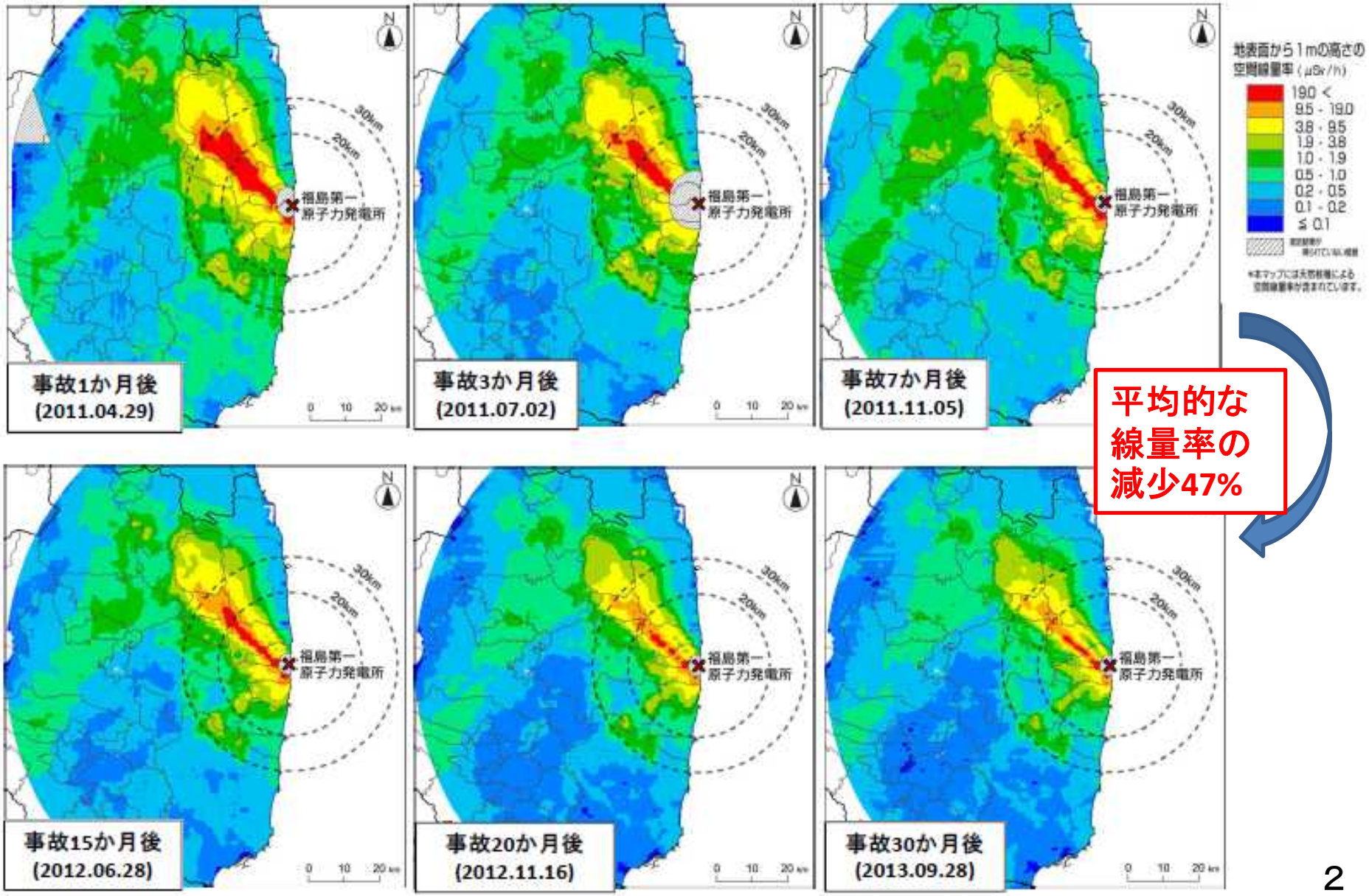

平均的な
線量率の
減少47%

避難指示区域の見直しの経緯と現状

平成23年4月22日時点
（事故直後の区域設定が完了）

平成25年8月現在

平成26年10月現在

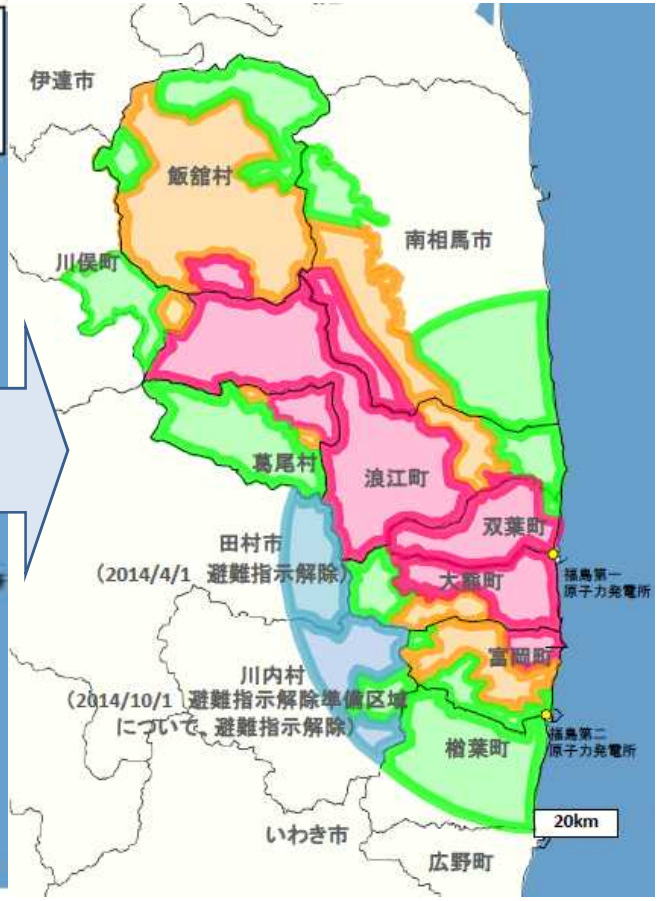

除染モデル実証事業後の空間線量率の推移について

平成26年11月21日

○平成23年度に除染モデル実証事業を実施した地区のうち、14地区を対象に空間線量率を追跡調査し、除染直後の結果と比較した。

○調査時期：

第1回	平成24年10月	
第2回	平成25年	3月
第3回		5月～ 7月
第4回		9月～10月
第5回		12月
第6回	平成26年	3月～ 4月
第7回		6月～ 7月
第8回		9月

○調査地区

(1) 南相馬市（金房小学校周辺）
(2) 浪江町（津島地区、権現堂地区）
(3) 飯舘村（草野地区、いいたてホーム・いちばん館、菊池製作所、ハヤシ製作所）
(4) 富岡町（夜の森公園、富岡第二中学校）
(5) 葛尾村（役場周辺）
(6) 大熊町（役場周辺、夫沢地区）
(7) 楢葉町（南工業団地）
(8) 川内村（貝の坂地区）
（全18地区のうち、調査の了解が得られた14地区）

【除染モデル実証事業対象地区の位置】

除染モデル実証事業後の空間線量率の推移について

○除染直後の空間線量率を100とした場合の空間線量率の平均値の推移を示すと下図のとおり（除染前の空間線量が高い地域を左から順に並べている。）。

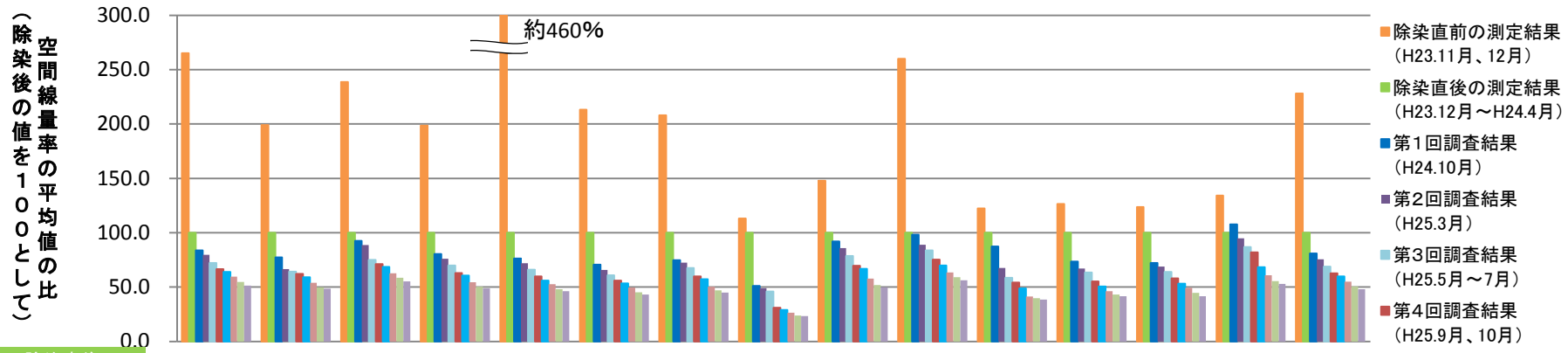

	大熊町夫沢地区	大熊町役場周辺	浪江町津島地区＊	富岡町夜の森公園	富岡町富岡第二中学校	浪江町権現堂地区	飯舘村草野地区＊	飯舘村ハヤシ製作所＊	飯舘村いいたてホーム・いちばん館＊	飯舘村菊池製作所＊	川内村貝の坂地区	葛尾村役場周辺	南相馬市金房小学校周辺	楢葉町南工業団地	14地区の平均値
除染直後	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
第１回追跡調査	84	77	93	81	76	71	75	51	92	98	87	73	72	108	81
第２回追跡調査	80	67	89	76	72	66	73	49	86	89	68	67	69	95	75
第３回追跡調査	72	64	75	70	66	61	68	46	79	84	58	63	64	87	69
第４回追跡調査	66	62	71	63	60	56	60	31	70	75	54	55	58	82	63
第５回追跡調査	64	59	69	61	56	53	57	29	67	70	49	51	53	68	60
第６回追跡調査	60	54	63	55	53	49	50	26	58	64	41	46	49	61	55
第７回追跡調査	55	50	59	50	48	45	47	24	52	59	40	43	45	55	51
第８回追跡調査	51	48	55	49	46	43	45	23	50	56	39	41	42	53	48

＊：浪江町津島地区及び飯舘村の除染直後の測定結果については、積雪の影響を受けて測定値が低めとなっている可能性がある。

注1）測定値は、降雨／降雪、気温などの気象条件、地面の湿潤状態や草木の繁茂状態などの環境条件により変動することがある。
注2）除染直後の測定から第8回の追跡調査までは2年半程度経過しており、その間に放射性セシウムに起因する線量率は物理減衰により40%程度の低減が見込まれる。

１．地域での対話

原子力災害被災地

地域が辿る日々に関わった国や発電所
への信頼が根底から崩れ、

かけがえのない何よりも大切なふるさと
が失われた絶望

半身を裂かれる底知れぬ苦しみや悲しみ

２. 除染等の状況

福島第一原発事故後の除染に関連した動き

平成23年

８月　除染推進に向けた基本的考え方（原子力災害対策本部）
除染に関する緊急実施基本方針（原子力災害対策本部）

８月　放射性物質汚染対処特措法制定

１１月　放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針(閣議決定）

平成24年

１月　放射性物質汚染対処特措法　全面施行
除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）（環境省公表）

４月～平成25年6月
特別地域内除染実施計画策定（双葉町を除く10市町村）

平成25年

６月　田村市の国直轄除染の作業終了

９月　除染の進捗状況についての総点検について（環境省公表）

１２月　除染実施計画の変更（南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町）
*双葉町については、除染計画策定に向け引き続き調整

平成26年

３月　川内村、楢葉町、大熊町の国直轄除染の作業終了

７月　双葉町の除染実施計画策定

福島環境再生事務所の体制

放射性物質環境汚染特別措置法の施行
- 除染等の措置等、汚染された廃棄物等の処理、中間貯蔵施設の整備　等
- 対象地域：　福島県、宮城県、岩手県の53市町村

福島環境再生本部　本部長、副本部長

福島環境再生事務所（福島市）　福島環境再生事務所 職員：390人※平成26年度末定員

首席調整官室	総合調整
庶　務　課	庶務、広報
経　理　課	経理、契約
除染対策第一課、第二課、第三課	除染の全体統括、国直轄除染事業推進、市町村除染支援
放射能汚染廃棄物対策第一課、第二課、減容化施設整備課	災害がれき、指定廃棄物等の処理業務の推進
中間貯蔵施設等整備事務所 ― 浜通り事務所	中間貯蔵施設等の整備推進
放射線健康管理官	放射線の健康管理・健康不安対策の推進

- 県北支所（福島市）
- 県中・県南支所（郡山市）
- 会津支所（会津若松市）
- 浜通り北支所（南相馬市）
- 浜通り南支所（広野町）

除染情報プラザ　（福島県と協働）　除染関連情報の発信、専門家派遣等

除染工程の一連の流れ

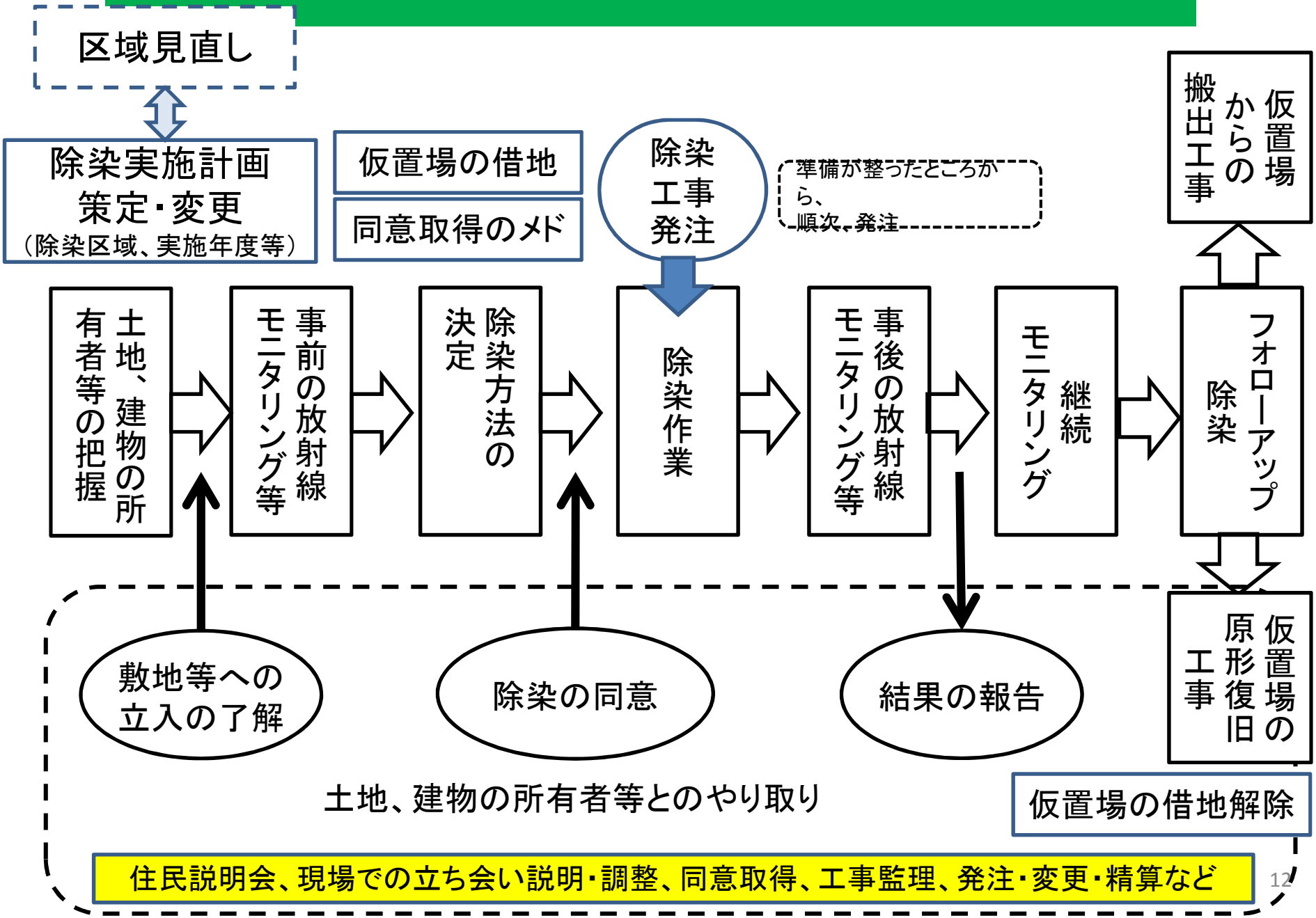
区域見直し
除染実施計画
策定・変更
（除染区域、実施年度等）
仮置場の借地
同意取得のメド
除染工事発注
準備が整ったところから、
順次、発注
土地、建物の所有者等の把握
事前の放射線モニタリング等
除染方法の決定
除染作業
事後の放射線モニタリング等
継続モニタリング
フォローアップ除染
仮置場からの搬出工事
仮置場の原形復旧工事
敷地等への立入の了解
除染の同意
結果の報告
土地、建物の所有者等とのやり取り
仮置場の借地解除
住民説明会、現場での立ち会い説明・調整、同意取得、工事監理、発注・変更・精算など

除染特別地域の除染の進め方の見直し

除染の進め方の方針(平成24･25年度)

特別地域内除染実施計画等にのっとり、放射線量に応じて適切に除染を実施。

○50mSv/年超の地域：
　除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

○20～50mSv/年の地域：
　住居等や農用地における空間線量が20mSv/年以下となることを目指す。

○20mSv/年以下の地域についても、除染を実施。

- 平成25年9月10日に、除染特別地域内の全ての市町村を対象に除染の進捗状況について点検。一律に2年間（平成24、25年度）で除染し仮置場への搬入を目指すとした従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進する方針を発表。
- 平成25年12月26日に、特別地域内除染実施計画の見直しを発表。6市町村（南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町）について、各市町村の状況に応じた現実的なスケジュールを地元と相談の上、設定。

国直轄除染の進捗状況の概要（平成26年１２月現在）

【除染が終了した市町村等】

田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
楢葉町 大熊町	平成26年3月に面的除染終了
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了
常磐道	除染終了 (平成26年2月22日に広野-常磐富岡間が再開通) (平成26年12月6日に浪江-南相馬間が開通)

【今後のスケジュール】

飯舘村	平成26年内に宅地除染終了を目指す 平成28年内に残りの除染終了を目指す
川俣町 葛尾村	平成27年内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す
南相馬市 浪江町 富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す

国直轄除染の進捗状況（平成26年12月31日時点）

対象11市町村のうち、全市町村で除染計画を策定、6市町村で全域又は一部地域において除染の作業中。
田村市、楢葉町、川内村、大熊町で除染計画に基づく面的除染が終了。

		除染対象区域人口（人）（概数）	除染対象面積(ha)（概数）	区域見直し	除染の進捗状況（終了以外の市町村は平成26年12月31日時点）				スケジュール		避難指示解除
					除染計画	仮置場等	同意取得	除染作業	宅地終了	残り終了	
面的除染終了	田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H25/6 終了	25年度（すでに終了）		H26/4
面的除染終了	川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H26/3終了	25年度（すでに終了）		避難指示解除準備区域はH26/10
面的除染終了	楢葉町	7,700	2,100	H24/8	H24/4	確保済み	終了	H26/3終了	25年度（すでに終了）		未定
面的除染終了	大熊町	400	400	H24/12	H24/12	確保済み	終了	H26/3終了	25年度（すでに終了）		未定
宅地除染終了等	葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	確保済み	ほぼ終了	作業中	26年夏（すでに終了）	27年内	未定
宅地除染終了等	川俣町	1,200	1,600	H25/8	H24/8	約9割	ほぼ終了	作業中	26年夏（すでに終了）	27年内	未定
宅地除染終了等	飯舘村	6,000	5,600	H24/7	H24/5	確保済み	約9割	作業中	26年内（おおむね終了）	28年内	未定
除染作業中・準備中	南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約8割	約6割（約5割）	作業中	27年度	28年度	未定
除染作業中・準備中	浪江町	18,800	3,300	H25/4	H24/11	約4割（約3割）	約6割（約5割）	作業中	27年度	28年度	未定
除染作業中・準備中	富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	約9割	約9割	作業中	27年度	28年度	未定
除染作業中・準備中	双葉町	300	200	H25/5	H26/7	調整中	準備中	準備中	27年度		未定

注）仮置場として確保が必要な面積は、今後の精査によって変わりうる。
注）終了の市町村について、未同意の方等の同意取得を実施し同意を頂いた場合等は、除染を実施予定。
注）「仮置場等」「同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。変更がない場合は省略。

帰還困難地域におけるモデル除染（平成25年）

●赤宇木地区（約8ha）
年間50～75ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ程度
除染作業：10/1～11/20

●大堀地区（約7ha）
年間75～100ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ程度
除染作業：10/7～1/11

●井手地区（約12ha）
年間100ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ以上
除染作業：10/1～12/19

●ふたば幼稚園（約2.5ha）
年間50～75ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ程度
除染作業：10/28～12/5

●双葉厚生病院一帯（約4.5ha）
年間50～75ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ程度
除染作業：10/28～1/21

●双葉町農村広場（約1ha）
年間100ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ以上
除染作業：12/9～1/23

※線量の値は候補地の選定当時の測定データによる。

帰還困難地域におけるモデル除染-浪江町

〇各地区とも、生活圏（住宅地、農地、道路）の1m空間線量率については、除染により50～70%程度の低減が見られた。

地区	地目	測定点数※1	除染前の平均値 [μSv/h]※2	除染後の平均値 [μSv/h]※2	低減率
赤宇木	住宅地	705	8.13	3.62	55%
	農地	383	8.08	3.87	52%
	道路	106	6.68	3.39	49%
	森林※4	38	8.67	7.47	14%
大堀	住宅地	584	8.88	3.26	63%
	農地	202	9.50	2.78	71%
	道路	115	6.94	2.63	62%
	森林※4	46	10.31	8.01	22%
井手※3	住宅地	825	18.07	8.47	53%
	農地	944	17.81	8.82	50%
	道路	233	17.55	7.92	55%
	森林※4	92	16.19	13.68	16%

※1　未除染エリアからの影響を取り除くため、未除染エリアから10m以内の測定点は除いている。
※2　1m空間線量率
※3　井手地区の農地は、除草、表土削り取り（5cm）のみ実施した段階のデータ。
※4　森林は生活圏でない測定点（林縁から森林側に10m程度入った部分）含む。森林の機能を損なわないよう配慮。

帰還困難地域におけるモデル除染-双葉町

〇各地区とも、生活圏の空間線量率については、除染により65～80%程度の低減が見られた。

地区	地目	測定点数※1	除染前の平均値 [μSv/h]※2	除染後の平均値 [μSv/h]※2	低減率
双葉厚生病院	大型施設	525	10.26	3.01	71%
	道路	33	8.44	2.75	67%
ふたば幼稚園	学校	213	11.65	3.81	67%
	公園	38	11.64	3.93	66%
	草地・芝地	42	9.20	2.50	73%
双葉町農村広場	住宅地	8	17.86	6.20	65%
	公園	82	22.07	4.46	80%
	森林※3	20	18.10	10.98	39%

※1　未除染エリアからの影響を取り除くため、未除染エリアから10m以内の測定点は除いている。
※2　1m空間線量率（ただし、ふたば幼稚園は50cm空間線量率）
※3　森林に生活圏でない測定点（林縁から森林側に10m程度入った部分）含む。森林の機能を損なわないよう配慮。

汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村：
（当初）104市町村　→　（現在）99市町村
指定要件を満たさなくなれば、指定を解除することができる。
これまでに線量低下などの理由で**5市町村が指定解除**

○除染実施計画策定済み：　94市町村
（当面策定予定の市町村全て）

○計画に基づく除染等の措置完了を公表：　17市町村
（引き続きモニタリング等を実施）

○計画に基づく除染等の措置実施中：　77市町村
各市町村の除染実施計画は、福島県内は27～28年度（34市町村）、それ以外は24～25年度（45市町村）を計画期間の終了時期とする市町村が多い

○福島県内における進捗状況（H26年11月末時点）
公共施設等：約8割　住宅：約6割　道路：約4割
福島県外における進捗状況（H26年９月末時点）
学校・保育園等：ほぼ終了　住宅：約9割　道路：約9割

特に子どもの生活環境や公共施設において、除染が進捗し、予定した除染の終了に近づいている。住宅の除染についても、着実な進捗が見られる。

平成26年12月時点

除染のフォローアップについて（基本的考え方）

（H26.3.20環境回復検討会資料より抜粋）

①効果の維持確認・フォローアップ除染

ｉ）詳細の事後モニタリング

計画に基づく除染終了後、**除染効果の維持を確認することを目的に、おおむね半年から1年後に事後モニタリングを実施**する。

ⅱ）フォローアップ除染

引き続き、除染が終了した自治体における事後モニタリングの結果等を踏まえ、以下の考え方をさらに整理する。

現在の知見によれば、除染の効果は面的には維持されていると考えられるため、**面的な除染は基本的には再度実施しない**。ただし、**除染効果が維持されていない箇所が確認された場合**には、個々の現場の状況に応じて**原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップの除染を実施**することとする。

②継続モニタリング

除染を実施した区域について、**除染特別地域又は汚染状況重点調査地域の解除まで、継続のモニタリングを実施**する。なお、モニタリングの頻度や測定点等については、線量に応じて設計する。

③住民へのきめ細かな対応

住民からの心配の声等に対応するため、**モニタリングやリスクコミュニケーションを丁寧に進める**とともに、**現場での対応**（局所的な汚染の天地返し等の措置）も含めた、きめ細かな対応を進める。特に、国が除染を実施している除染特別地域においては、自治体と連携し、**除染後の対応に関する相談窓口を新たに設置**する。

※①～③については、汚染の状況、地域の状況、利用状況等に応じて必要なものを選択して実施。

※フォローアップの除染の実施の合理性の判断や対象範囲の設定、リスコミ等住民へのきめ細かな対応に当たっては、個人線量の把握・管理等の検討、実施状況を踏まえつつ、個人の追加被ばく線量にかかる長期的目標に照らし、これらを活用する。

対策地域内廃棄物の処理について

◆津波・震災がれきの処理は復旧・復興に不可欠。区域見直しとともに迅速に処理

◆一時帰宅でだされた片付けゴミも急ぎ処理

◆膨大な量があり、まず仮置場を確保して集積し分別・処理

◆可燃物（特に腐敗性のもの）は焼却・減容化が重要

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況（平成26年12月26日現在）

【仮置場の確保状況】
■：供用開始済
■：整備中

● 仮設焼却施設（建設工事中含む）

□ 汚染廃棄物対策地域
■ 避難指示解除準備区域
■ 居住制限区域
■ 帰還困難区域

（1）仮置場の確保状況

○ 当面必要な仮置場25箇所を確保し、うち、24箇所において供用開始済。

○ 残り1箇所については、整備中であり、搬入準備が整い次第、順次供用開始予定。

○ 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。

<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>

（2）仮設焼却施設の設置状況

○ 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村（7施設）において事業者との契約を終え、うち、2施設は稼働中、5施設は建設工事中。

稼働中	飯舘村(小宮地区)、川内村
建設工事中	富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村（蕨平地区）
地元調整中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。

双葉町中野地区における仮置場の整備状況（平成26年12月）

富岡町における仮設焼却施設の建設状況（平成26年12月）

南相馬市における仮設焼却施設の建設状況（平成26年12月）

対策地域内廃棄物処理（国直轄処理）の進捗状況

がれき撤去現場（写真：南相馬市）

片付けごみ排出状況－排出後環境省で回収中

回収開始－平成24年12月
楢葉町全町内を回収中

南相馬市塚原仮置場（平成25年9月）

供用開始－平成25年3月
敷地面積－47,000㎡

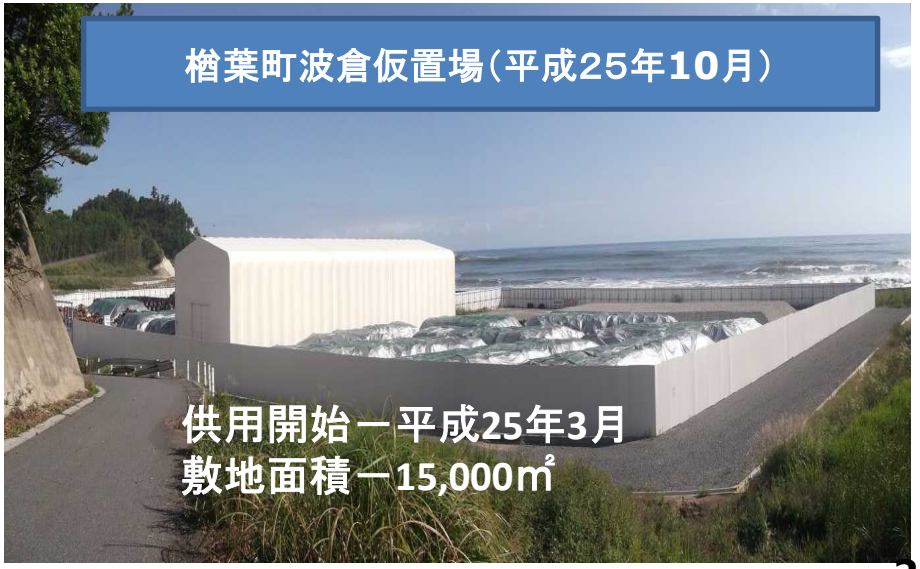

楢葉町波倉仮置場（平成25年10月）

供用開始－平成25年3月
敷地面積－15,000㎡

放射性物質汚染対処特措法に基づく
特定廃棄物(※)及び除染土壌等の処理フロー（福島県内）

(※)対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（特措法第20条）

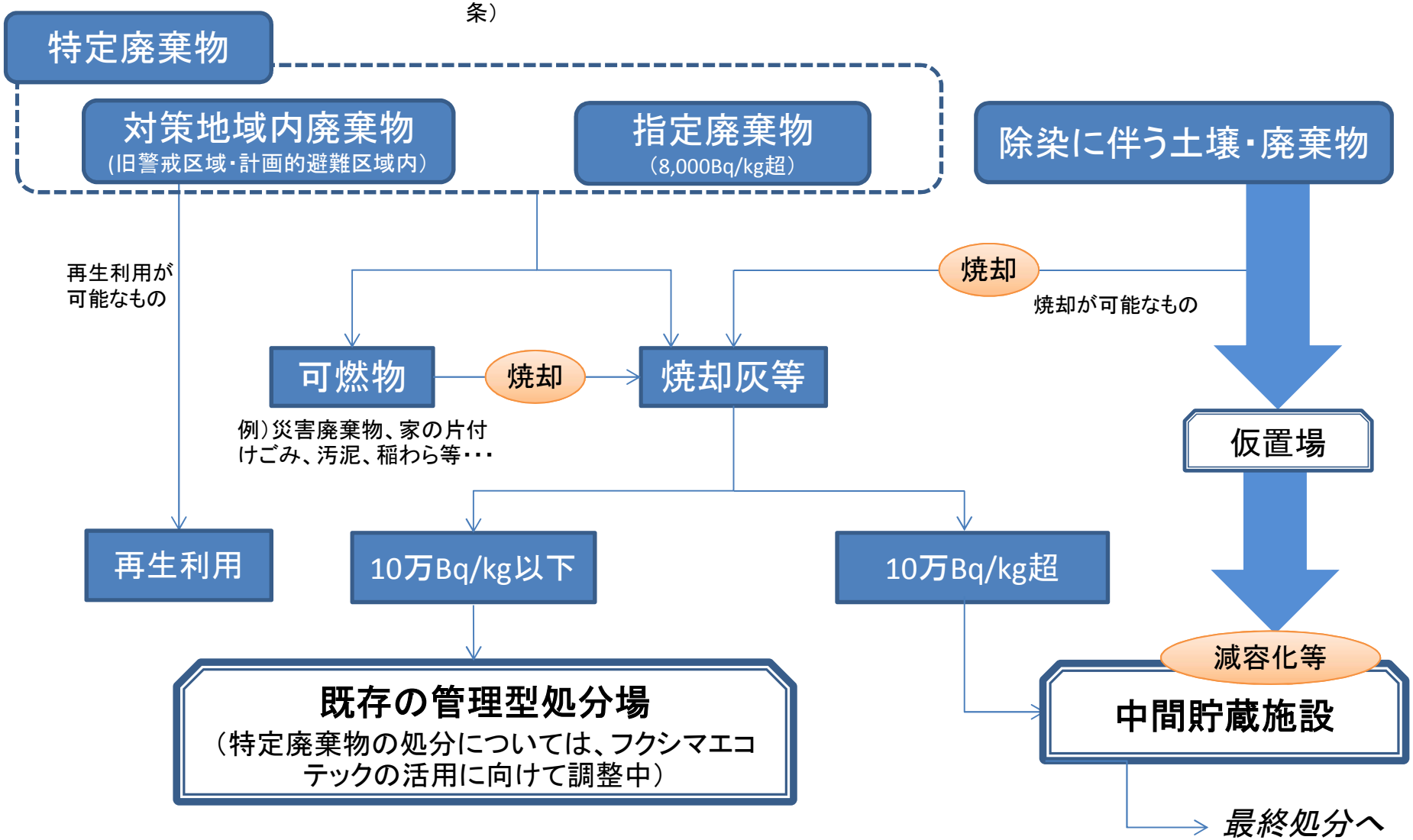

注）特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。（一定の範囲については特措法に基づく基準を適用。）

注）中間貯蔵施設の検討に当たっては、追加的な除染な
ど、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

中間貯蔵施設の貯蔵量

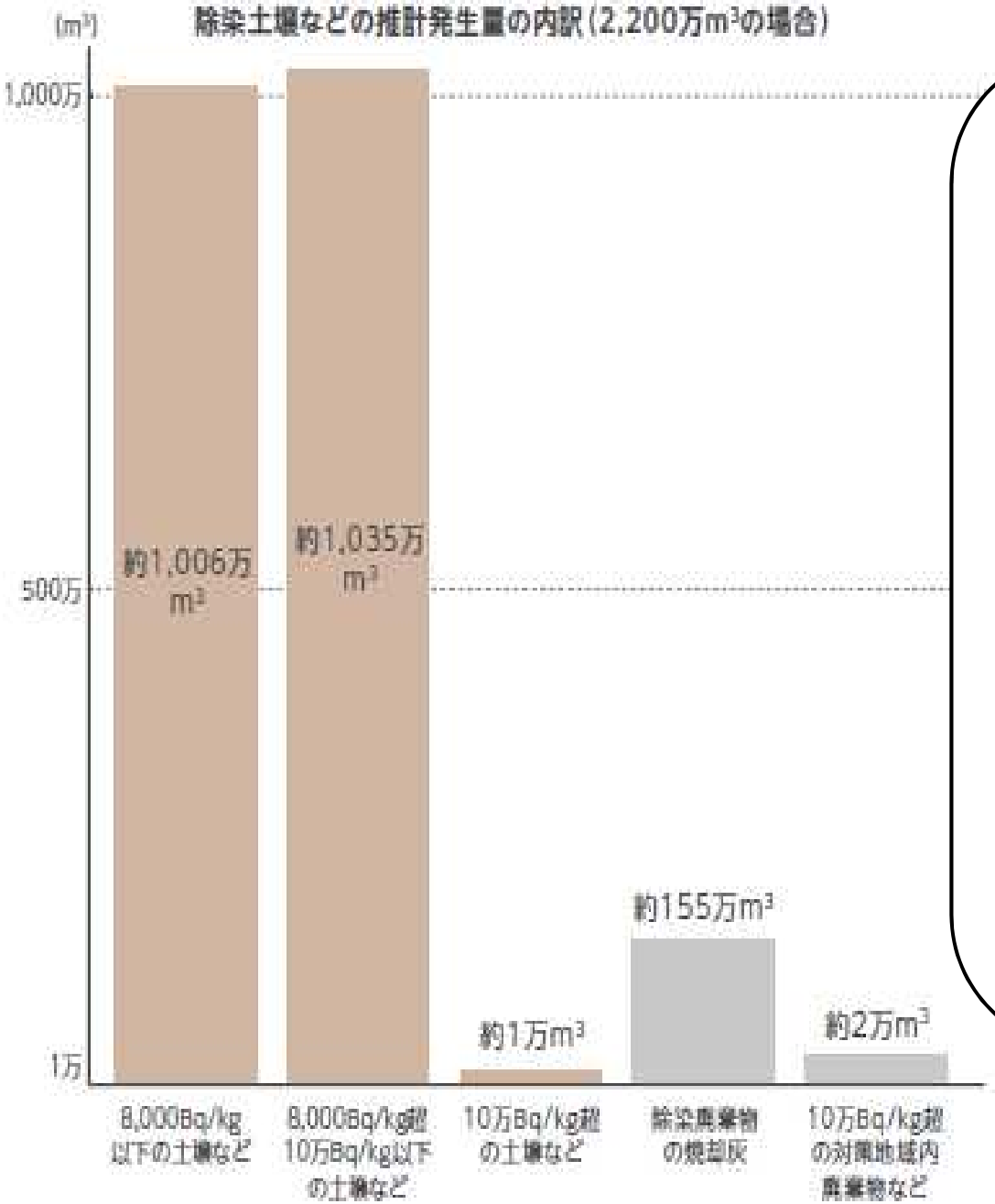

○福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化（焼却）した後で、約1,600万～約2,200万㎥と推計。
（参考：東京ドーム（約124万㎥）の約13～18倍に相当）

※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記の他、追加的な除染など、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

中間貯蔵施設の配置図

用地の取得状況や除染土壌等の発生状況に応じて、段階的に整備を進めます。

<配置の基本的考え方(主な事項)>

- 施設は、貯蔵する土壌や廃棄物の放射性セシウム濃度、施設を配置する地盤の強度・高さなどを考慮して適切に配置します。
- 谷地形や台地などの自然地形を最大限に活用して、土地改変をなるべく避けて施設を設けることにより、環境負荷の低減と工期の短縮を図ります。
- 施設全体の機能性・効率性を勘案しつつ、各施設が一体的に機能するよう 配置します。

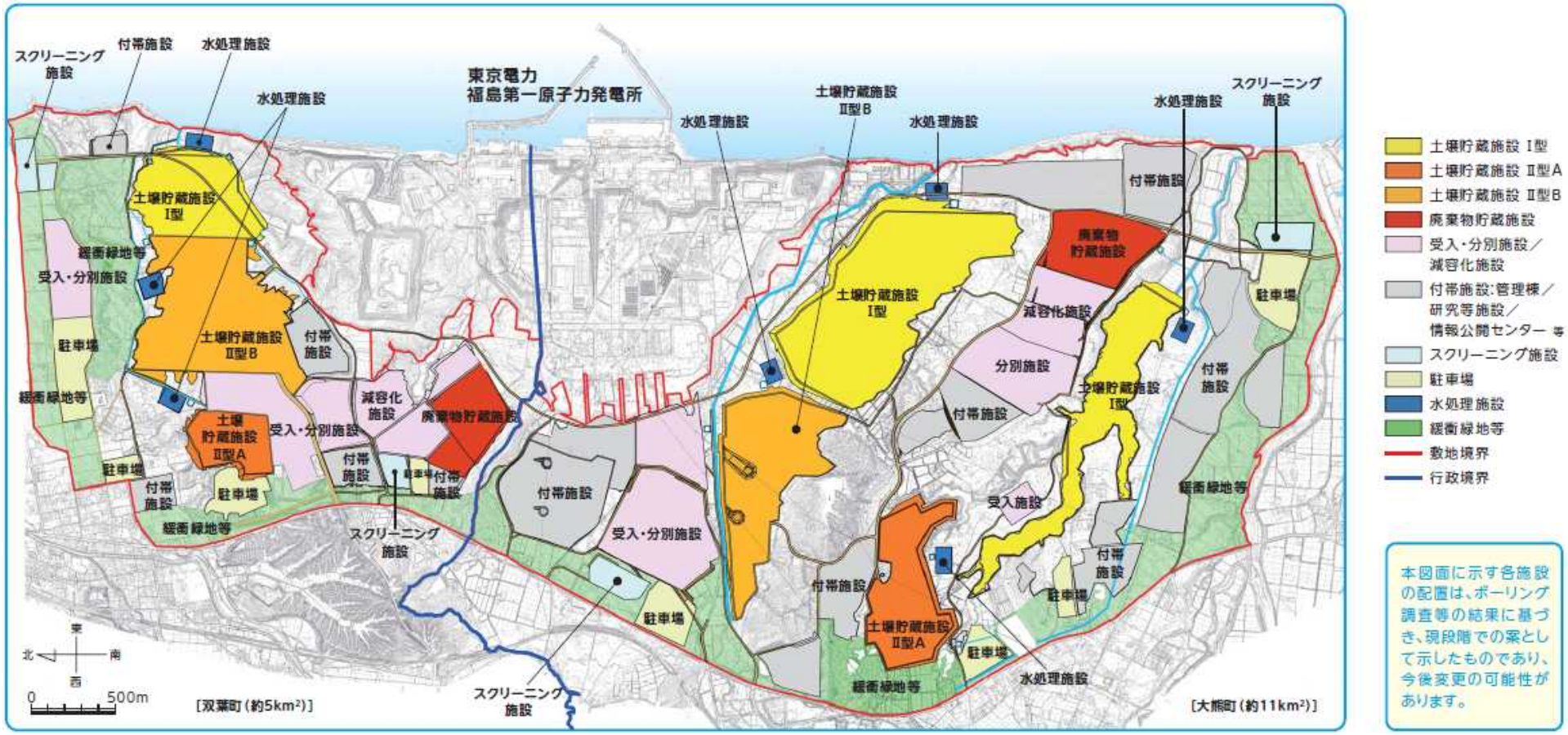

本図面に示す各施設の配置は、ボーリング調査等の結果に基づき、現段階での案として示したものであり、今後変更の可能性があります。

中間貯蔵施設の個別施設と処理フローのイメージ

○中間貯蔵施設は、様々な機能をもつ施設で構成する予定。

除染仮置場等

受入・分別施設

搬入される土壌や廃棄物の重量や放射線量を測定し、分別を行います。

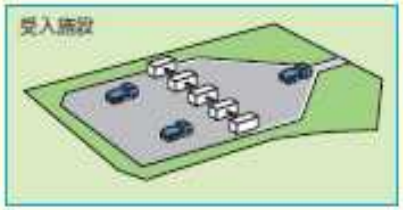

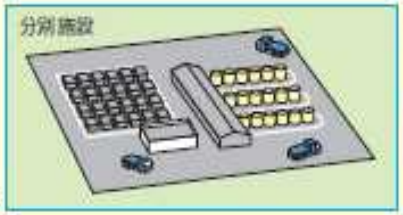

※イメージ

土壌貯蔵施設

分別を踏まえて、放射性セシウム濃度や、その他の特性に応じて、土壌などを貯蔵します。

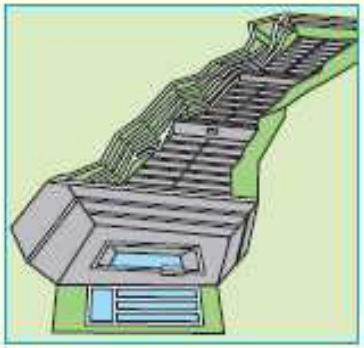

※イメージ

減容化（焼却）施設

草木などの可燃物を減容化（焼却）して、貯蔵物の容量を減らします。

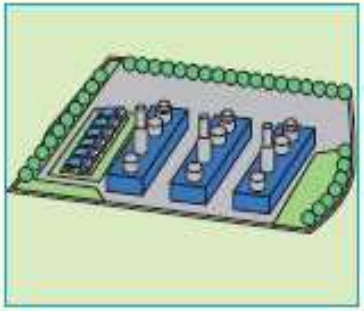

※イメージ

廃棄物貯蔵施設

放射性セシウム濃度が10万Bq／kgを超える焼却灰等の廃棄物を貯蔵します。

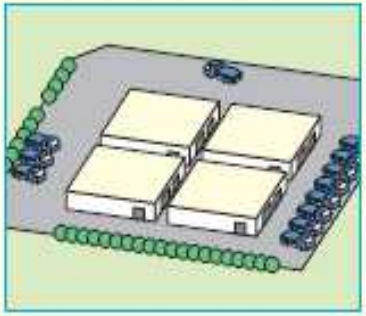

※イメージ

その他の個別施設

・スクリーニング施設　・水処理施設　・ストックヤード
・管理棟　・研究等施設　・情報公開センター　等

中間貯蔵施設に係る経緯

平成23年10月　環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方（ロードマップ）を策定・公表。

※　主な内容
- 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- 仮置場の本格搬入開始から3年程度（平成27年1月）を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

12月　双葉郡内の施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請。

平成24年 3月　福島県及び双葉郡8町村に対し、**3つの町（大熊町、双葉町、楢葉町）に分散設置する考え方を説明し、検討を要請**。

8月　福島県及び双葉郡8町村に対し、**中間貯蔵施設に関する調査について説明し、検討を要請**。

11月　福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、地元への丁寧な説明等を条件として、**福島県知事が調査の受入表明**。

平成25年 4月～ **地元の理解を得て、現地調査（ボーリング調査等）開始**。

6～9月 安全対策検討会、環境保全対策検討会における検討。

中間貯蔵施設に係る経緯

平成25年12月　　福島県及び大熊・双葉・楢葉町に**中間貯蔵施設の受入を要請。**
（同時にエコテッククリーンセンターの活用を富岡・楢葉町に要請）

平成26年 2～3月　福島県知事から国に、中間貯蔵施設の大熊・双葉両町への集約等を求めて申入れ、**3月に国が両町に集約すること等を回答**。

4～5月　福島県、大熊町、双葉町に中間貯蔵施設等に係る措置等について説明し、改めて住民説明会の開催を要請。5月に両町はその開催を了承。

5～6月　**住民説明会開催**(全16回（福島県内10回、県外6回))

7～8月　福島県、大熊町、双葉町に、**住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示**。

8月30日　福島県知事が大熊・双葉両町長と双葉郡8町村長と協議を実施、中間貯蔵施設受入れを容認するとの考えを表明。

9月1日　環境大臣・復興大臣と、福島県知事、大熊・双葉両町長が面会。**知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を伝達。同日、安倍総理と知事・両町長が面会。**知事から同様の内容

中間貯蔵施設に係る経緯

平成26年9月末

～10月　**地権者説明会開催**（全12回（福島県内9回、県外3回））

10月3日　**県外最終処分の法制化等に対応**する「日本環境安全事業株式会社法（JESCO法）」の改正法案を閣議決定し、国会に提出。

10月23日　**大熊・双葉両町長から地権者に丁寧な説明を行うよう申入れ**があり、**申入れの趣旨に沿った対応をする旨回答**。

11月4日　JESCO法改正法案が衆議院で可決。

11月14日　**「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」（輸送基本計画）を策定・公表。**

11月19日　JESCO法改正法案が参議院で可決・成立。

11月26日　中間貯蔵に係る土壌保管場設置工事（双葉町及び大熊町）の官報公告。

12月12日　**大熊町が中間貯蔵施設建設受入れ方針を決定。**

12月24日　JESCO法改正法施行。

平成27年1月　8日　中間貯蔵施設工事契約（双葉町及び大熊町）

1月13日　**双葉町が中間貯蔵施設建設受入れ方針を決定。**

既設管理型処分場における埋立処分計画案（フクシマエコテッククリーンセンター施設概要）

- 処分場所在地　　：福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田
  （搬入路入口は福島県双葉郡楢葉町に所在）
- 処分場面積　　：約9.4ha（埋立地面積は約4.2ha）
- 埋立容量　　：約96万㎥
- 埋立地の残余容量：約74万㎥

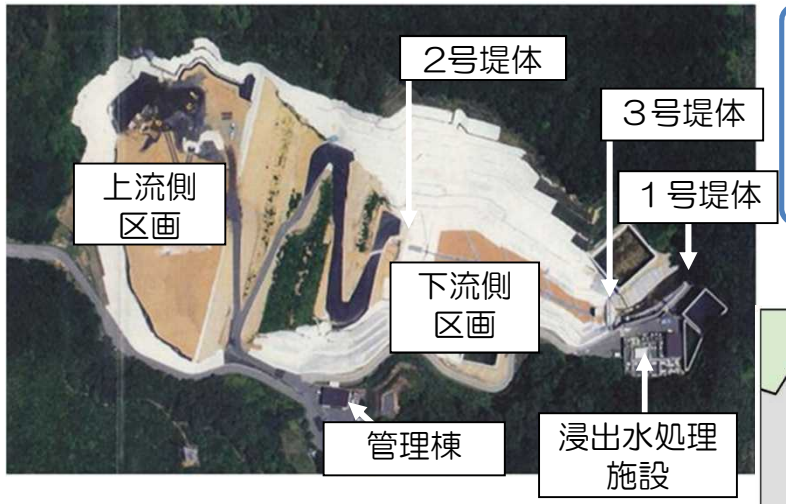

フクシマエコテッククリーンセンター

- 双葉郡8町村の生活ごみ、対策地域内廃棄物、指定廃棄物等　合計約６５万㎥（10万Bq/kg以下に限る。）

＜埋立方法のイメージ＞

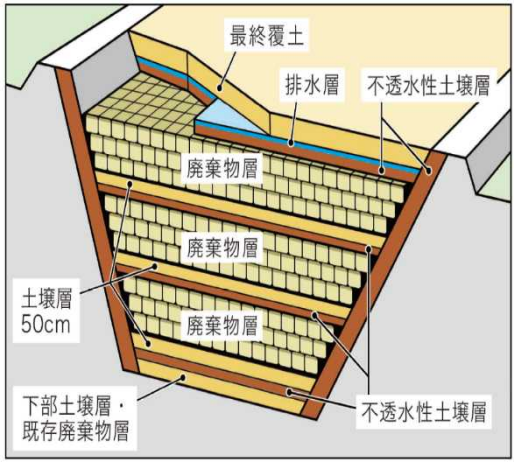

セメント固型化した廃棄物
の埋立層模式図

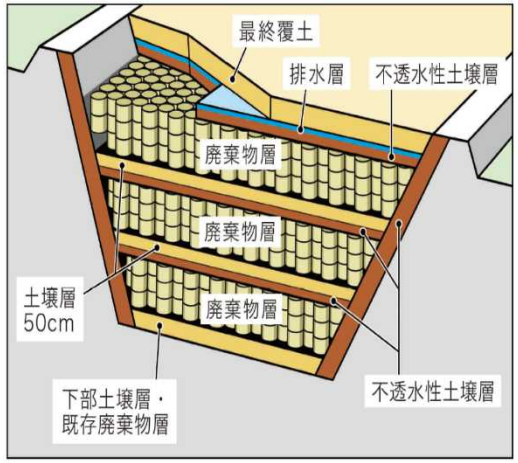

セメント固型化しない廃棄物
の埋立層模式図

３. リスクコミュニケーションの取組

リスク・コミュニケーションの推進

◆除染情報プラザ（福島市内）や相談員支援センター（いわき市内）等施設を拠点に。

・除染情報プラザ：2012年2月開設
除染情報等の普及・啓発を進める

・相談員支援センター：2014年5月開設
相談員の研修・支援を行い、地域とのリスクコミュニケーションを推進

リスク・コミュニケーションの推進

リスク･コミュニケーションの推進

リスク・コミュニケーションの推進